

## 印西市建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利なものを落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、印西市入札等審査会（以下「審査会」という。）が、工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等の施工計画、同種工事の施工実績、当該工事に専任が予定されている技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工能力等、価格以外の要素（以下「技術提案等」という。）を総合的に評価することが妥当と認めた工事とする。

(入札の公告及び入札通知書に掲げる事項)

第3条 総合評価方式により一般競争入札を行うときは、印西市契約事務規則第6条に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 総合評価方式に必要な技術提案等資料の提出に関すること
- (4) 技術資料に記載された技術提案が履行できなかつた場合、虚偽の申請があつた場合の措置
- (5) 総合評価方式に関する審査結果が公表されること
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 総合評価方式により指名競争入札を行うときは、前項に掲げた事項を入札通知書により各入札指名者に通知しなければならない。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価競争入札を実施しようとするときは、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が印西市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を工事担当課長が設定し、入札担当課長に提出するものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴き、審査会において審査し、市長がこれを決定するものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

- 4 入札担当課長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 5 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

(評価基準)

第5条 評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事では、企業の施工能力、専任予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度等を評価する。
- (2) 技術的な工夫の余地がある一般的な建設工事では、前号に掲げる事項に加えて、技術提案として、工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項その他の簡易な施工計画を評価する。
- (3) 技術的な工夫の余地が大きい建設工事では、(1)に掲げる事項に加えて、技術提案として、工事目的物の品質、性能、強度、耐久性、環境改善等への寄与、維持管理の容易さ、特別な安全対策、ライフサイクルコスト、景観との調和の技術提案を評価する。
- (4) 評価項目の設定にあたっては、特定の要素のみが評価対象とならないよう配慮するものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価競争入札における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方式により、別に定める基準に基づいて落札者の決定を行うための数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

- (1) 加算方式

技術提案等資料の内容に応じて与えられる得点（以下「技術評価点」という。）に、入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）を加える方式をいう。

- (2) 除算方式

技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

- 2 技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 加算方式

入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる得点とする。

- (2) 除算方式

標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる得点（以下「加算点」という。）を加える。

3 価格評価点は、別途落札基準において定められる方法により算出するものとする。

(落札者の決定方法)

第7条 次の各号に掲げる条件を満たす入札参加者のうち、第6条により算出した評価値が最も高く入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者を落札者と決定する。

- (1) 入札公告等において定めた技術提案等に係る資料を提出していること。
- (2) 第6条に掲げる除算方式によって評価値を算出する場合、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2 前項の規定に該当する者が2者以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあつては当該技術評価点の高い者を落札者として決定し、当該技術点に違いがないときにあつては当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(技術提案が履行できなかつた場合等の措置)

第8条 市長は、落札者が提示した技術提案を履行することができなかつたときは、工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができる。

2 市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となつたときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。

4 市長は、総合評価競争入札の方法による契約の契約書には、前3項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(技術提案等資料の取扱い)

第9条 市長は、技術提案等に係る資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術提案等に係る資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。

2 市長は、入札参加者から提出された技術提案等に係る資料は、公表しないものとする。

3 入札参加者が提出した技術提案等に係る資料は、返却しない。

(書類の作成費用)

第10条 入札参加者が申請時等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第11条 総合評価競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称

- (2) 工事の場所
- (3) 総合評価競争入札を適用した理由
- (4) 評価項目、評価基準
- (5) 入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点
- (6) 総合評価競争入札の結果
- (7) 請負金額
- (8) 工事担当課

(技術資料の評価の理由説明)

第12条 入札者は、第11条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、当該入札者本人における技術資料の評価の理由について、市長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、印西市建設工事総合評価競争入札試行実施要領（平成20年10月1日制定）は、廃止する。